

〈公認業者及び責任技術者の新規又は継続の登録手続きについて〉

I 公認業者の新規又は継続の登録について

1 新規の登録について

(1) 登録申請の手続き

- ① 登録申請に必要な書類を整えていただき、「角田市上下水道事業所窓口」に提出してください。
- ② 公認業者の資格要件に適合しているか審査し、適合している場合は登録になります。
- ③ 登録手数料は20,000円になります。
- ④ 登録手数料の納付を確認し、「角田市排水設備等工事業者公認書」の交付になります。

(2) 登録申請に必要な書類について

- ① 排水設備等工事業者登録申請書（様式第3号）
- ② 申請人（法人の場合は代表者）の履歴書、身分証明書及び住民票の写し
- ③ 定款及び登記事項証明書（法人の場合）
- ④ 工事経歴書（任意様式4）
- ⑤ 専属する排水設備等工事責任技術者の登録証の写し
- ⑥ 保有設備器材調書（任意様式3）
- ⑦ 納税証明書（直近の年度の市町村民税及び固定資産税）

(3) 公認業者の資格要件について

- ① 宮城県内に営業所があること。
- ② 責任技術者が1人以上専属していること。
- ③ 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- ④ 次のいずれにも該当しないこと。

ア 工事業者（法人にあつては代表者）が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合

イ 工事業者（法人にあつては代表者）が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合

ウ 工事業者（法人にあつては代表者）が責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合

エ 公認業者が、登録を取り消されてから2年を経過していない場合

オ 工事業者がその業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある場合

カ 法人であつて、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当す

る者がいる場合

なお、工事業者（法人にあっては代表者）が責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合で、当該公認業者が法人であるときは、その代表者は、2年を経過していない期間内において、個人又は法人の代表者として公認業者の登録を受けることができない。

2 継続の登録について

公認業者の有効期間は5年になりますので、有効期間満了後引き続き公認業者の登録を受けようとするときは、継続登録の手続きを行うこととなります。

(1) 継続登録の申請手続きについて

排水設備等工事業者継続登録申請書（様式第6号）に、新規の登録申請と同様に「登録申請に必要な書類」を添付して提出することとなります。登録手数料は20,000円となります。

(2) 資格要件について

新規の登録と同様となります。

II 責任技術者の新規又は継続の登録について

1 新規の登録について

(1) 登録申請の手続き

- ① 登録申請に必要な書類を整えていただき、「角田市上下水道事業所窓口」に提出してください。
- ② 責任技術者の資格を有しているかなど審査し、適当を認めた場合は登録となります。
- ③ 登録手数料は3,000円となります。
- ④ 登録手数料の納付を確認し、「責任技術者登録証」の交付となります。

(2) 登録申請に必要な書類について

- ① 排水設備等工事責任技術者登録申請書（様式第10号）
- ② 下水道排水設備工事責任技術者試験（以下「統一試験」という。）に合格したことを証する公益社団法人宮城県建設センター（以下「指定試験機関」という。）の発行する合格証の写し又は県内の他の市町村が交付した責任技術者登録証の写し若しくは責任技術者の登録資格を有することを証する書類の写し
- ③ 写真（上半身脱帽 30mm×25mm）1枚

④ 住民票の写し

(3) 責任技術者の資格について

指定試験機関が実施する統一試験に合格した者になります。

なお、県内の他の市町村が個別に行った試験に合格し、当該市町村に登録されている責任技術者で、工事を監理する技能を有する者として市長が特に認めたものについては、責任技術者の資格を有するものとみなすことができるようになります。

(4) 登録有効期間について

統一試験の合格の日から5年を経過して最初に到来する3月31日までとします。

2 継続の登録について

責任技術者は、登録有効期間満了後引き続き責任技術者の登録を受けようとするときは、登録有効期間満了前に指定試験機関が実施する更新講習を受講し、継続登録の手続きを行うこととなります。

(1) 継続登録の申請手続きについて

排水設備等工事責任技術者登録継続申請書(様式第12号)に①更新講習修了証の写し②責任技術者登録証の写し③写真(上半身脱帽 30mm×25mm)1枚④住民票の写しを添付して提出するようになります。

(2) 責任技術者の資格について

新規の登録と同様になります。

Ⅲ 公認業者及び責任技術者の登録内容の変更について

1 公認業者の登録内容の変更

① 公認業者は、営業所の移転、組織の変更、代表者の異動及び専属の責任技術者に異動があったときは、速やかに排水設備等工事業者異動届(様式第7号)を提出することとなります。

② 公認業者は、営業を廃止し、又は休止しようとするとき、及びI-1-(3)公認業者の資格要件について④ア、イ若しくはカのいずれかに該当するに至ったときは、速やかに排水設備等工事業者廃止(休止)届(様式第8号)を提出するようになります。

2 責任技術者の登録内容の変更

責任技術者は、住所など登録内容に変更があったときは、速やかに排水設備等工事責任技術者登録内容変更届(任意様式2)を提出することとなります。

〈各種様式〉

- 排水設備等工事業者登録申請書（様式第3号）
- 排水設備等工事業者継続登録申請書（様式第6号）
- 排水設備等工事業者異動届（様式第7号）
- 排水設備等工事業者廃止（休止）届（様式第8号）
- 排水設備等工事責任技術者登録申請書（様式第10号）
- 排水設備等工事責任技術者登録継続申請書（様式第12号）
- 排水設備等工事責任技術者登録証再交付申請書（任意様式1）
- 排水設備等工事責任技術者登録内容変更届（任意様式2）
- 保有設備器材調書（任意様式3）
- 工事経歴書（任意様式4）